

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 平成26年6月30日	
兵庫県知事	殿
提出者 住 所 明石市大久保町八木743-33 氏 名 医療法人社団 明石医療センター 理事長 澤井 繁明 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 078-936-1101	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人社団 明石医療センター
事業場の所在地	明石市大久保町八木743-33
計画期間	平成26年4月1日～27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8311 病院
②事業の規模	382床
③従業員数	782人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(平成 25 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	176.49 t	0.56 t
	(これまでに実施した取組) ・徹底した分別を図り、排出抑制に努める。 ・職員への啓発を行うなどし、排出抑制に努める。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	176.49 t	0.56 t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを引き続き継続して実施する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記の内容を今後も継続する。		

(第3面)

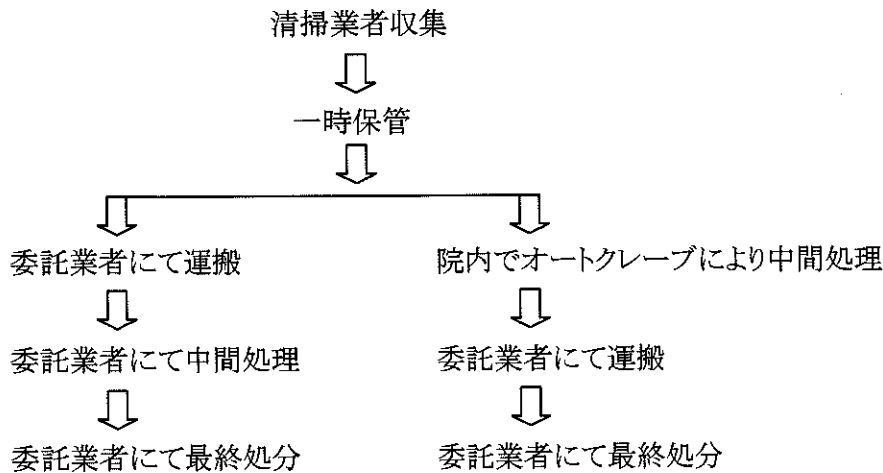
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 25 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・該当なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 25 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	128.08 t	t
	（これまでに実施した取組） ・作業時針刺し事故、血液等の飛散などないように、取扱には十分に注意をする。 ・新人教育及び定期的な研修会の実施。 ・		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	128.08 t	t
（今後実施する予定の取組） ・現状の取り組みを引き続き継続して実施する。			

(第4面)

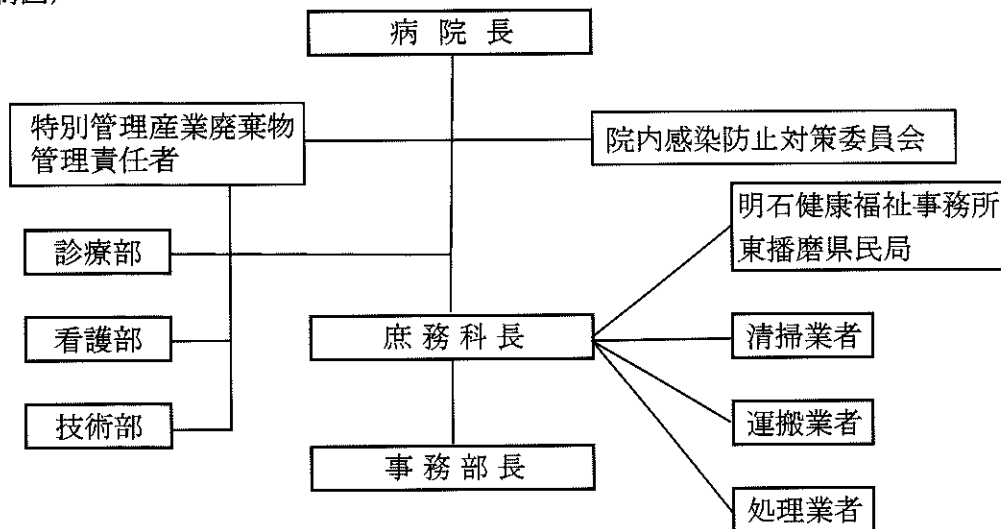
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 25 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 25 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	48.41 t	0.56 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0.56 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・処理許可の有効期限等が適正であるか確認する。また環境保全への取り組みISO1401等の認証取得の確認も実施する。 ・引火性廃油処理業者に関しては、優良産廃処理業者認定制度を利用して、最終公示日等を確認する。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	48.41 t	0.56 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0.56 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを引き続き継続して実施し、必要に応じて契約書の更新も行う。		
※事務処理欄			

④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取り組み)

・感染性廃棄物は排出の時点で他の廃棄物と分別して排出し、性状に応じて適切な容器を選択するものとする。

・またこれを収納する容器には、感染性である旨を表示するバイオハザードマークをつけること。

性状	容器	バイオハザードマーク
鋭利なもの	金属製容器	黄色
固形状のもの (血液が付着したガーゼ等)	プラスチック専用袋	橙色
液状、泥状のもの (廃油、血液等)	密閉容器 金属製容器	赤色